

県・市地域協議会の推進について

令和3年6月に差別解消法が一部改正され、国及び地方公共団体の連携強化の責務が追加となり、3年以内に施行される予定となっている。県と市の連携を強化するために昨年度、県の地域協議会の中で、各市町村の地域協議会の実態を把握するために調査を行うこととし、令和3年度に調査結果をまとめた別紙資料4-2を市町村へ送付している。

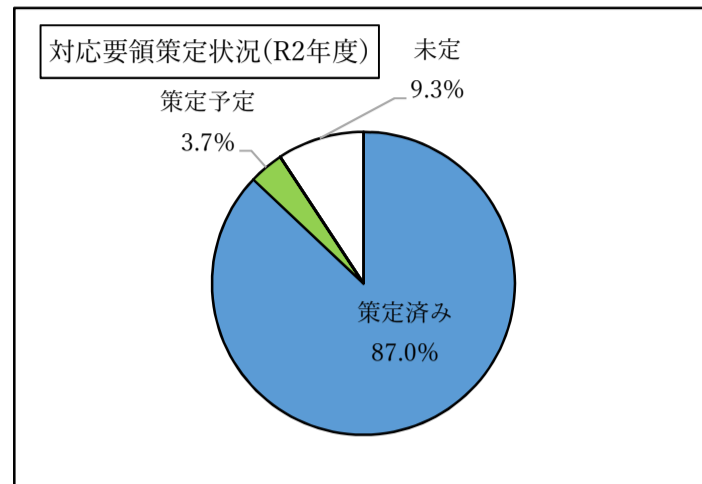
調査結果概要

1. 対応要領策定状況

	市町村数
策定済み	47
策定予定	2
策定しない	0
未定	5
合計	54

※栄町、匝瑳市

※多古町、東庄町、山武市、御宿町、鋸南町



- ・対応要領は、8割以上の市町村で策定されている。
- ・策定予定と回答した栄町、匝瑳市は、令和3年度中に策定予定である。

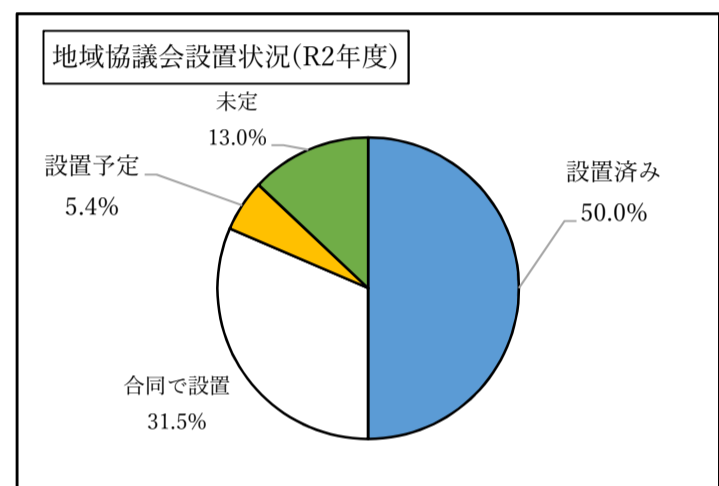
2. 地域協議会設置状況

	市町村数
設置済み	27
合同で設置	17
設置予定	3
未定	7
合計	54

※山武、長生、夷隅地域が合同で設置

※館山市、鴨川市、鋸南町

※香取圏域の4市町(香取市、神崎町、東庄町、多古町)、
四街道市、栄町、南房総市



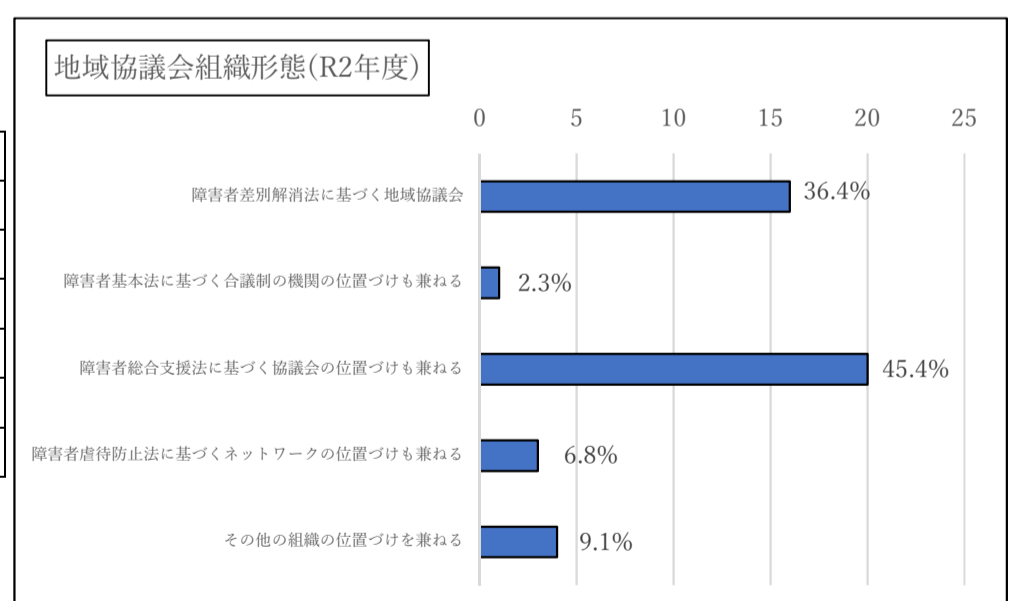
- ・地域協議会は、単独で設置している市町と他市と合同で設置している市町村を合わせた44市町村が設置済みであり、設置率は8割以上となっている。
- ・設置予定と回答した館山市、鴨川市、鋸南町及び、未定と回答した南房総市は、障害者総合支援法に基づく協議会において、障害者虐待防止や障害者差別解消に向けた取り組みについても協議している。その協議会の中で地域協議会設置についても協議していく予定である。
- ・未定と回答している香取圏域の4市町も障害者総合支援法に基づく協議会において障害者虐待防止や障害者差別解消法に向けた取り組みについても協議しており、地域協議会の設置については当事者の意見を汲みながら検討すると回答があった。

3. 地域協議会組織体系

	市町村数
障害者差別解消法に基づく地域協議会	16
障害者基本法に基づく合議制の機関の位置づけも兼ねる	1
障害者総合支援法に基づく協議会の位置づけも兼ねる	20
障害者虐待防止法に基づくネットワークの位置づけも兼ねる	3
その他の組織の位置づけを兼ねる	4
合計	44

※設置済みの44市町村の内訳

※項目3つ以上兼ねている市町村はその他の組織の位置づけを兼ねるで計上している。



- ・組織形態で最も多いのは、障害者差別解消法の地域協議会と障害者総合支援法の協議会を兼ね開催している市町村が4割以上を占め、次いで、障害者差別解消法の地域協議会の位置づけのみで開催している市町村が3割以上となっている。

4 地域協議会議事内容

	市町村数	割合
対応事例の共有(終結事案)、事例紹介・事例検討等	36	79.5%
対応の検討(活動中事案)、助言・あっせん等	32	72.7%
障害者差別解消のための取り組みの共有、周知啓発活動等	41	90.9%
相談体制の整備、地域ネットワークづくり等	19	40.9%
勉強会、研修会	17	38.6%
その他	0	-

※設置済みの44市町村の内訳であり、複数回答可としている。

・議事内容で最も多いのは、障害者差別解消のための取り組みの共有、周知啓発活動等であり、9割以上の市町村が地域協議会の中で協議している。次いで、対応事例の共有(終結事案)、事例紹介、事例検討等であり、約8割の市町村が行っており、そして対応の検討(活動中の事案)、助言あっせん等を7割の市町村が行っている。

今後の取り組みについて

・市町村から県への要望として、他市町村や県において、どのような内容で協議会を開催しているのか情報提供してほしいという意見や障害者差別解消に関する広報の方法について知りたいという意見、事例対応時に助言してほしいという意見があったことから、引き続き、市町村間で情報共有が図れるよう市町村における地域協議会の実施状況の把握を行い情報提供していく。また事案発生時、市町村担当課と広域専門指導員が連携し、対応できるよう関係性を築いていく。